

○電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル 改定案

(下線は改正部分)

改定案	現行
<p>3 電気通信役務</p> <p>(4) 一般利用者の保護</p> <p>電気通信事業者は、「卸役務」方式により役務を提供する場合にあっても、以下の一般利用者を保護する規律について遵守する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約前の説明(法第 26 条) ・契約後の書面交付(法第 26 条の2) ・初期契約解除制度(法第 26 条の3) ・業務の休廃止の周知義務(法第 26 条の4) ・苦情等の処理義務(法第 27 条) ・不実告知等及び勧誘継続行為の禁止(法第 27 条の2第1号) ・<u>自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止(法第 27 条の2第2号)</u> ・<u>勧誘継続行為の禁止(法第27条の2第3号)</u> ・媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務(法第 27 条の4) <p>詳細については、電気通信消費者情報コーナー (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/sho hi.htm) をご確認ください。</p>	<p>3 電気通信役務</p> <p>(4) 一般利用者の保護</p> <p>電気通信事業者は、「卸役務」方式により役務を提供する場合にあっても、以下の一般利用者を保護する規律について遵守する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約前の説明(法第 26 条) ・契約後の書面交付(法第 26 条の2) ・初期契約解除制度(法第 26 条の3) ・業務の休廃止の周知義務(法第 26 条の4) ・苦情等の処理義務(法第 27 条) ・不実告知等及び勧誘継続行為の禁止(法第 27 条の2) ・媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務(法第 27 条の3) <p>詳細については、電気通信消費者情報コーナー (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/sho hi.htm) をご確認ください。</p>